

青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条第4号についての公表

青少年の雇用促進等に関する法律施行規則(平成 27 年 9 月 30 日厚生労働省令第 155 号)により、以下 の通り公表いたします。

1. 直近三事業年度新規学卒等採用者の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

| | | 2023 | 2022 | 2021 |
|------|----|------|------|------|
| 採用者数 | 男性 | 2 | 4 | 3 |
| | 女性 | 1 | 2 | 3 |
| | 計 | 3 | 6 | 6 |
| 離職者数 | 男性 | 1 | 0 | 0 |
| | 女性 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 1 | 0 | 0 |

2. 直近の三事業年度に正社員採用した青少年(35歳未満)である労働者(新規学卒等採用者を除く)の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

| | | 2023 | 2022 | 2021 |
|------|----|------|------|------|
| 採用者数 | 男性 | 4 | 3 | 3 |
| | 女性 | 2 | 2 | 1 |
| | 計 | 6 | 5 | 4 |
| 離職者数 | 男性 | 0 | 1 | 0 |
| | 女性 | 0 | 1 | 0 |
| | 計 | 0 | 2 | 0 |

3. 雇用する労働者の平均勤続年数

2023年12月現在(2023年度実績) 7.6年

- 4. 雇用する労働者に対する研修の内容
- ・新卒入社 新入社員研修として入社後2ヶ月の新入社員研修の実施
- ・新卒、青少年労働者 eラーニング受講にて、社内研修を受講
- ・キャリア開発制度として、業務上必要な職能別研修などの Off-JT、自己啓発に関する支援あり

5. 雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容

あり

参考書籍貸与・供与 自社e-ラーニング受講 外部セミナー受講

6. 新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、 並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無

あり

チュータ、メンター制度を導入し、若手社員の育成と定着を図っている

7. 雇用する労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を付与する制度の有無及びその内容

あり

キャリアアップに関する目標設定と、実施に向けてのカウンセリングやサポートを実施。 毎年、キャリアアップに関する目標設定を全社員行っており、実施に向けての計画やサポートを 部門長を中心に実施

8. 雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容

あり

- ・自己啓発として eラーニングの無料受講が可能
- ・知識及び技能向上のための書籍購入費助成制度
- 知識及び技能向上のための外部研修受講費助成制度
- 資格取得やスキルアップに対する評価ポイント制度
- ・スキルアップ、キャリアアップに必要な資格取得として受験した資格試験や検定試験の 受験料を支給(合格時のみ)
- 9. 雇用する労働者 1 人当たりの直近の事業年度における平均した一月あたりの所定外労働時間

2023 年 12月現在(2023年度実績) 10:15時間

10. 雇用する労働者 1 人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数

正社員一人当たりの平均有給休暇取得日数 平均 11.2 日

- 11. 育児休業の取得の状況として、次に掲げる全ての事項
- 女性社員の育休取得率

直近三事業年度 100% (対象者3名)

• 男性社員の育休取得率

直近三事業年度 12.5% (対象者 8名 うち 取得者 1名)

※育児休暇の取得を推進していますが、実際の取得に関しては、従業員それぞれに聞き取りを行い、各家庭の 状況とそれぞれの意思を尊重しています

12. 役員に占める女性の割合及び、管理的地位にある者にしめる女性の割合

役員に占める割合:20%

管理的地位にある者に占める割合:10.25%

※管理的地位を部門長以上と定義

令和6年2月9日